

みなぎ台北自治会細則

自治会規約第15条役員の手当に関して

みなぎ台北自治会役員には、役員手当として、次のものを支給する

なお、役員手当は、任期末に行う

- ・会長 30,000円
- ・班長 10,000円
- ・顧問 10,000円

自治会規約第30条弔慰金に関して

みなぎ台北自治会に所属する自治会会員（みなぎ台在住者で同居家族も含む）が死亡した場合自治会全員の弔慰を表し、次のものを支給する

- ・しきみ 1対
- ・ご香典 5,000円（しきみ不要の場合でも5,000円とする）

葬儀について、自治会では葬儀委員長は行わないものとする

葬儀には原則として自治会代表が参列する

（但し、弔電は打たないものとする）

なお、本香典に対する香典返しは不要とする

自治会規約第31条出張に関して

みなぎ台北自治会運営上、その必要時に於いて、自治会役員が公務のため出張する場合（吉川町以外）次の費用を支給する。但し、役員会の承認を得たものに限る

- ・交通費実費（原則としてタクシーの使用は認めない）